

千葉市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和3年11月18日

千葉市監査委員	大 木 正 人
同	宮 原 清 貴
同	小松崎 文 嘉
同	麻 生 紀 雄

3千総業第235号

令和3年11月11日

千葉市監査委員 大 木 正 人 様
同 宮 原 清 貴 様
同 小松崎 文 嘉 様
同 麻 生 紀 雄 様

千葉市長 神谷 俊一

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度、令和元年度及び令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3. 業務委託または指定管理業務について

3-2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について （3）結果

⑥ 大規模改修工事について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
イ. 大規模改修工事に伴う建物台帳の整理について【公園管理課】（報告書 P105） 改修工事の対象となった建物付属設備は公園管理課において地方自治法等に基づく財産管理がなされなければならない財産であり、公有財産台帳の建物台帳に管理されているものである。しかし、公園管理課は建物台帳の所定の処理を行っていなかった。公有財産規則第 37 条 4 項によれば「一部の改築の場合は、この物件の台帳価格から取払部分の台帳価格又は評定価格を控除し、これに改築費を加算した価格」を台帳価格とする旨の規定がある。財産管理の第一次的な責任者である公園管理課において、このような大規模な改修工事の許可に基づく自らの財産の取壊しを建物台帳に反映せず、その必要性も認識しないことには少なからざる問題がある。 【結果】 第 1 次的な財産管理者である公園管理課は財産管理に係る関連法令等を再確認し、正しい財産管理に努められたい。	改修工事の対象となった建物付属設備については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 18 条に基づく公益目的事業財産に該当し、スポーツ振興財団による稲毛ヨットハーバー事業の実施期間中は寄附することができないことから、事業の終了時に市に対する寄附採納手続を行い、固定資産台帳に記載することとした。

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成 31 年 4 月 1 日より公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（８法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（２法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 各論

II - 6. 公益財団法人千葉市みどりの協会及び公園管理課に係る外部監査の結果

2. 業務委託、指定管理業務及び管理許可業務について (3) 結果 ② 管理許可について

監査の結果（指摘事項の概要）				講じた措置																																
ウ．公園管理課が本来負担すべき資本的支出等について【公園管理課】（報告書 P194） 本来市が負担すべき資本的支出をみどりの協会が負担しており、所管課である公園管理課はみどりの協会が行った公有財産の廃棄・除却工事の結果を適正に公有財産台帳上で事務処理していない。その結果、既に除却された財産・物品等は公有資産台帳等に登載されたままであり、また、みどりの協会が負担している新規取得資産は公有資産台帳へ登載されない状況で推移している。公有資産台帳上で廃棄・除却処分がなされず、また、みどりの協会の資産台帳に登載されている固定資産は次のとおりである。 【稲毛海浜公園プール事業で新規取得した資産一覧】（単位：千円） <table><tr><th>科 目</th><th>内 容</th><th>取得 価格</th><th>平成 25 年 度 期末残高</th></tr><tr><td>構築物</td><td>象型スベリ台</td><td>832</td><td>25</td></tr><tr><td>什器備品</td><td>コインロッカー①</td><td>2,250</td><td>90</td></tr><tr><td>什器備品</td><td>プールクリナー①</td><td>836</td><td>195</td></tr><tr><td>什器備品</td><td>コインロッカー②</td><td>3,444</td><td>1,574</td></tr><tr><td>什器備品</td><td>プールクリナー②</td><td>710</td><td>368</td></tr><tr><td>什器備品</td><td>コインロッカー③</td><td>8,432</td><td>7,167</td></tr><tr><td>什器備品</td><td>コインロッカー④</td><td>840</td><td>770</td></tr></table>				科 目	内 容	取得 価格	平成 25 年 度 期末残高	構築物	象型スベリ台	832	25	什器備品	コインロッカー①	2,250	90	什器備品	プールクリナー①	836	195	什器備品	コインロッカー②	3,444	1,574	什器備品	プールクリナー②	710	368	什器備品	コインロッカー③	8,432	7,167	什器備品	コインロッカー④	840	770	稲毛海浜公園プールにおける財産・物品等については、現状確認を行い、公有資産台帳等に登載されたままの既に除却されたものについては、公有資産台帳上で廃棄・除却処分を行った。また、みどりの協会が負担していた新規取得資産については、平成 29 年 3 月 31 日にみどりの協会が解散したことに伴い、寄附を受け入れ、公有資産台帳への登載を行った。 なお、管理許可の対象となる施設における修繕については、「民間事業者が管理する市有施設の修繕等の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 30 日付け情報経営部長・財政部長通知）に基づき、施設管理者との役割分担を明確にし、市の公有財産の管理を適切に行うこととした。
科 目	内 容	取得 価格	平成 25 年 度 期末残高																																	
構築物	象型スベリ台	832	25																																	
什器備品	コインロッカー①	2,250	90																																	
什器備品	プールクリナー①	836	195																																	
什器備品	コインロッカー②	3,444	1,574																																	
什器備品	プールクリナー②	710	368																																	
什器備品	コインロッカー③	8,432	7,167																																	
什器備品	コインロッカー④	840	770																																	

【結果】

公園管理課は財産管理者等として、固定資産の廃棄・除却処分に伴う財産台帳及び物品台帳上の廃棄手続を適正に実施されたい。また、管理許可の対象となる施設内に管理許可者（みどりの協会）の固定資産が設置されている実態を適正に把握して、みどりの協会にどの程度の減価償却費等の費用負担が発生し、経営状況にどのような影響を及ぼすのかについて、十分に把握する仕組みを構築するよう要望する。

更に、管理許可の対象となる施設における修繕は、通常は、施設の使用により経常的に発生する修繕を想定しており、地震による被害などの臨時的な修繕や施設を対象とするような大規模な修繕を含まないと解するべきである。そのため、地震の被害によるプールサイドのひび割れの修繕（平成 23 年度：1,523 万円）や室内プールの天井の半分を対象とする雨漏りの修繕（平成 25 年度：2,500 万円）は原則として市が実施することを前提にみどりの協会との協議に臨まれたい。

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8 法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2 法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 各論

II-10. 公益社団法人千葉市シルバー人材センター及び高齢福祉課に係る外部監査の結果

6. 固定資産管理について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
① 固定資産管理について【シルバー人材センター】（報告書 P293） シルバー人材センターは固定資産実査を実施しておらず、また、除却に関する情報が経理責任者に通知されていないため、固定資産台帳シートや固定資産管理データに廃棄済みの固定資産が記載されたままとなっていた。また、固定資産台帳に保管場所の記載がなく、また、一部の固定資産は固定資産台帳上で特定することができなかった。 【指摘】 固定資産管理について、定期的な実査の実施、固定資産台帳の記載の見直し、除却処分時の適時・適切な台帳更新等の点で適切に改善されたい。	固定資産管理については、固定資産台帳に保管場所等必要な情報を記載し、すべての資産は台帳上で特定できるよう整備するとともに、管理責任者（総務課長）が現物照合を行っている。

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

9. 公立保育所等の施設改善について （5）監査の結果及び意見【幼保支援課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
① 公立保育所等の計画的保全について【幼保支援課】（報告書 P324） 平成 24 年 7 月に策定された基本方針に関連して、「大規模改造・改修計画」（平成 24 年 10 月計画策定）、「中長期保全計画」（平成 24 年 3 月計画改訂）が策定・見直しされているが、その後、計画どおりに中長期保全が行われていないにもかかわらず、長期間にわたり計画の見直しが行われていない。 一方で、各公立保育施設においては、築年数が耐用年数を超える施設が年々増加しており、老朽化した公立保育施設において緊急修繕が増大し、その結果、公立保育施設に係る修繕費の大部分が臨時的な修繕費用に充てられている。このため、各施設からの修繕要望に対し、適時に対応することが困難な場合も生じており、良好な保育環境を確保していく上で問題が顕在化している状況にあると言える。 【指摘】 公立保育施設に係る中長期保全計画を早期に見直すとともに、市が全庁的に進めている保全事業予算の一元化の枠組みの中で、計画的な保全改修を実施されたい。 令和 2 年度に保育施設に係る個別施設計画が策定される予定であるが、各施設の老朽化等に伴う建替えに加え、中長期保全が必要な施設に対する計画的な保全計画を策定していく必要がある。その際には、従来のように保育施設のための保全計画にとどまるのではなく、市における公共施設等の総合管理計画等と整合性をもたせ、全庁的な保全事業の枠組みの中で施設の保全改修を進めていく必要がある。	令和 3 年 1 月に「公立保育所の施設管理に関する基本方針」を策定し、今後は、市が全庁的に進めている保全事業予算の一元化の枠組みの中で、計画的な保全改修を実施していくこととする。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－１．中央・美浜土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
⑤ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について（報告書 P87） 道路の応急補修等の際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。 応急的に使用するため、臨機応変に発注し納品されて使用に供することが前提となっているが、実際には恒常的に在庫を有しており、組織や職員の経験的な知見により、ある程度感覚的な判断により、在庫管理と発注が行われ、千葉市物品会計規則が規定する出納手続きや物品出納員等及び物品取扱員が備えなければならない帳簿（消耗品出納簿）の記帳等がなされていない（同規則第 46 条及び別表第 6）。 【結果：指摘 1】 土木事務所で調達する道路維持補修等の原材料や消耗品に係る物品出納に関して、「購入後直ちに消費するもの」（千葉市物品会計規則第 27 条第 6 号）ではないことが現場往査により確認することができた。そのため、原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい。	令和 3 年度から出納簿を備え置き、在庫管理を適切に実施している。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－１．中央・美浜土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
⑤ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について（報告書 P87） 道路の応急補修等の際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。 それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）と融雪剤（塩化カルシウム）は一つの事務所が他の事務所の使用分の見込みを取りまとめて、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、個別の土木事務所ごとに実施されている。 中央・美浜土木事務所では、常温合材を購入する契約手続きを行っているが、単価契約書での常温合材の発注予定数量は、「450 袋」と記載されており、予定価格は 100 万円未満であった。 しかし、令和元年度の実績では、一つの土木事務所の年間購入実績だけでも約 850 袋であり、その支払総額は 160 万円（千葉市契約規則、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）を超過している。当初契約時点での発注予定数量を実績に近い見積り数量である場合、随意契約は実質的に認められず、競争入札をとるべきであったと考えられる。 【結 果：指摘 2】 常温合材の契約に当たり、発注予定数量が適切に見積もられていなかったため、少なくとも結果としては、当初から随意契約を採用する基礎に欠けていたものと判断することができる。予定価格ベースで換算すれば、170 万円ほどになる。当初契約時点での発注予定数量が実績等を適切に勘案して、当初から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号や千葉市契約規則第 21 条の 2 に規定される随意契約の許容範囲を超過する場合は、随意	令和２年度から、発注予定数量の精査を行い、予定価格に応じ一般競争入札を採用している。

契約を採用せず、一般競争入札を採用するよう徹底されたい。	
------------------------------	--

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－１．中央・美浜土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
⑤ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について（報告書 P87） 道路の応急補修等の際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。 中央・美浜土木事務所においては、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）の契約行為が該当する。 当該単価契約に基づき、常温合材の個別発注は書面で行われず、口頭でなされている。納品数の指示が音声データでしか伝達されていない場合、債権債務の額の合意の基礎となる発注数量に齟齬が生じる危険性を過小評価すべきではない。 【結 果：指摘 5】 契約相手方に対して常温合材を個別に発注する際には口頭でなされている。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は書面により実施されたい。	当該単価契約に係る発注については、令和３年度から、書面により実施している。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－１．中央・美浜土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
⑤ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について（報告書 P87） 道路の応急補修等の際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。中央・美浜土木事務所においては、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）の契約行為が該当する。 中央・美浜土木事務所では、常温合材を購入する契約手続きを行っているが、次のような問題が認められる。 すなわち、常温合材の納品に対する実際の検査は目視でなされ、その納品に当たり検査を行った結果として、内部管理システムに記録されているが、発注書がなければ、納品された原材料と納品書の数量だけを確認しても納品検査とは言えない。 【結 果：指摘 6】 本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された常温合材の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要がある、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。	当該単価契約に係る納品検査については、令和３年度から、書面での発注書に基づき実施している。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－２．花見川・稲毛土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
③在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について（報告書 P103） 道路の応急補修等の際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。 応急的に使用するため、臨機応変に発注し納品されて使用に供することが前提となっているが、実際には恒常的に在庫を有しており、組織や職員の経験的な知見により、ある程度感覚的な判断により、在庫管理と発注が行われ、千葉市物品会計規則が規定する出納手続きや物品出納員等及び物品取扱員が備えなければならない帳簿（消耗品出納簿）の記帳等がなされていない（同規則第 46 条及び別表第 6）。 【結果：指摘 1】 土木事務所で調達する道路維持補修等の原材料や消耗品に係る物品出納に関して、「購入後直ちに消費するもの」（千葉市物品会計規則第 27 条第 6 号）ではないことが現場往査により確認することができた。そのため、原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい。	令和 3 年度から出納簿を備え置き、在庫管理を適切に実施している。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－２．花見川・稲毛土木事務所の監査結果 （３） 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
③ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について（報告書 P103） 道路の応急補修等の際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。 それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）と融雪剤（塩化カルシウム）は一つの事務所が他の事務所の使用分の見込みを取りまとめて、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、個別の土木事務所ごとに実施されている。 花見川・稲毛土木事務所では、令和元年度に融雪剤（塩化カルシウム）を購入する契約手続きを行っているが、単価契約書の発注予定数量は、「360袋」と記載されており、予定価格は 100 万円未満であった。 しかし、令和元年度の実績を見ると、令和元年度の 4 つの土木事務所の合計では 1,020 袋であり、支払総額は 214 万 2 千円であった。 予定価格ベースで換算すれば、273 万円ほどになる。当初契約時点での発注予定数量を実績に近い見積り数量である場合、地方自治法施行令や千葉市契約規則に規定される随意契約の許容範囲を超過するものとして、随意契約は実質的に認められず、競争入札をとるべきであったと考えられる。 【結 果：指摘 2】 融雪剤（塩化カルシウム）の契約に当たり、発注予定数量が適切に見積もられていなかったため、少なくとも結果としては、当初から随意契約を採用する基礎に欠けていたものと判断することができる。したがって、契約事務を進める段階で、発注予定数量を見積もる際には実績等を適切に勘	令和２年度から、発注予定数量の精査を行い、予定価格に応じ一般競争入札を採用している。

案する必要がある、その段階で、発注予定数量に基づく発注予定の合計額が当初から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号や千葉市契約規則第 21 条の 2 に規定される随意契約の許容範囲を超過する場合は、随意契約を採用せず、一般競争入札を採用するよう徹底されたい。	
--	--

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－２．花見川・稲毛土木事務所の監査結果 （３） 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
③ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について（報告書 P103） 花見川・稲毛土木事務所における維持建設課の業務の中には、道路管理者として、市民からの要望等に対応する道路の応急補修等の業務がある。その道路の応急補修等の実施の際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）と融雪剤（塩化カルシウム）は一つの事務所が他の事務所の使用分の見込みを取りまとめて、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、個別の土木事務所ごとに実施されている。 花見川・稲毛土木事務所において、令和元年度だけはとりまとめて契約を行っていた案件としては、融雪剤（塩化カルシウム）の契約行為であった。ちなみに、通常であれば融雪剤（塩化カルシウム）の契約は若葉土木事務所が担当しているが、令和元年度の台風を含む自然災害の影響により、令和元年度だけは、若葉土木事務所に代わり、花見川・稲毛土木事務所が契約事務を行ったという経緯がある。 この契約案件に関しては、次のような問題が認められる。 すなわち、当該単価契約に基づき、各土木事務所は、契約相手方に対して融雪剤（塩化カルシウム）を個別に発注しているが、その発注行為は書面で行われず、口頭でなされている。契約行為は既に単価契約書の取り交わしで正式に行われているが、債権債務の金額の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられない。納品数の指示が口頭でしか伝達されてい	当該単価契約に係る発注については、令和３年度から、書面により実施している。

ない場合、債権債務の額の合意の基礎となる発注数量に齟齬が生じる危険性を過小評価するべきではない。

【結 果：指摘 5】

花見川・稲毛土木事務所は、契約相手方に対して融雪剤（塩化カルシウム）を個別に発注する際には口頭により行われている。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は、少なくとも書面により実施されたい。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－２．花見川・稲毛土木事務所の監査結果 （３） 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
③ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について（報告書 P103） 花見川・稲毛土木事務所における維持建設課の業務の中には、道路管理者として、市民からの要望等に対応する道路の応急補修等の業務がある。その道路の応急補修等の実施の際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）と融雪剤（塩化カルシウム）は一つの事務所が他の事務所の使用分の見込みを取りまとめて、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、個別の土木事務所ごとに実施されている。 花見川・稲毛土木事務所において、令和元年度だけはとりまとめて契約を行っていた案件としては、融雪剤（塩化カルシウム）の契約行為であった。ちなみに、通常であれば融雪剤（塩化カルシウム）の契約は若葉土木事務所が担当しているが、令和元年度の台風を含む自然災害の影響により、令和元年度だけは、若葉土木事務所に代わり、花見川・稲毛土木事務所が契約事務を行ったという経緯がある。 融雪剤（塩化カルシウム）の納品に際して、物品検査員は各土木事務所の維持建設課の課長補佐が指定されている（物品取扱員は課長補佐と指定（市物品会計規則第９条別表第３））。融雪剤（塩化カルシウム）の納品に当たり検査を行った結果として、「物品検査書」が作成されているが、「検査概要」欄に「契約どおりであったので、合格と認める。」と記載されている。物品検査であるため、納品物の性能等の規格等には問題がないということとは理解できる。しかし、その数量に関しては、	当該単価契約に係る納品検査については、令和３年度から、書面での発注書に基づき実施している。

発注予定数量を大きく超過する個別事務所が 2 所だけ確認することができる。当該事務所に関しては、納品検査の結果としての記載は不適切であると考えられる。

【結 果：指摘 6】

融雪剤（塩化カルシウム）の納品に際して、物品検査員が実施している納品検査について、その「物品検査書」の「検査概要」欄で「契約どおりであったので、合格と認める。」と記載されている。そもそも実際の発注が書面で行われていないため、契約に記載されている数量でしか確認することができないものと考えられるが、本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された融雪剤（塩化カルシウム）の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要がある、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。

令和 2 年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第 3 外部監査の結果 第 2 章 個別監査の結果 第 1 節 土木部監査対象課・所の監査結果

2-3. 若葉土木事務所の監査結果 (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
④ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について（報告書 P126） 道路の応急補修等の際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。 応急的に使用するため、臨機応変に発注し納品されて使用に供することが前提となっているが、実際には恒常的に在庫を有しており、組織や職員の経験的な知見により、ある程度感覚的な判断により、在庫管理と発注が行われ、千葉市物品会計規則が規定する出納手続きや物品出納員等及び物品取扱員が備えなければならない帳簿（消耗品出納簿）の記帳等がなされていない（同規則第 46 条及び別表第 6）。 ただし、境界標については、法的権利に関係するという性質に鑑み、境界標交付簿を令和 2 年度より作成し始めている。 【結果：指摘 1】 若葉土木事務所で調達する道路維持補修等の原材料や消耗品に係る物品出納に関して、「購入後直ちに消費するもの」（千葉市物品会計規則第 27 条第 6 号）ではないことが現場往査により確認することができた。そのため、原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい。	令和 3 年度から出納簿を備え置き、在庫管理を適切に実施している。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－３．若葉土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
③ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について（報告書 P126） 若葉土木事務所においては、維持建設課の業務として、市民からの要望等に対応して道路管理者としての道路の応急補修等が求められている。その際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。 それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）と融雪剤（塩化カルシウム）は他の土木事務所が若葉土木事務所の使用予定分も含めて取りまとめ、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、土木事務所ごとに実施されている。当該単価契約では、その発注行為が書面で行われていないため、口頭でなされていた。契約行為は既に単価契約書の取り交わしで正式に行われているが、債権債務の金額の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられない。納品数の指示が口頭でしか伝達されていない場合、債権債務の額の合意の基礎となる発注数量に齟齬が生じる危険性を過小評価するべきではない。 【結 果：指摘３】 契約相手方に対して常温合材や融雪剤を含め、原材料等を個別に発注する際には書面で行われず、口頭でなされていた。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は書面により実施されたい。	当該単価契約に係る発注については、令和３年度から、書面により実施している。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－３．若葉土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
③ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について（報告書 P126） 若葉土木事務所においては、維持建設課の業務として、市民からの要望等に対応して道路管理者としての道路の応急補修等が求められている。その際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）と融雪剤（塩化カルシウム）は他の土木事務所が若葉土木事務所の使用予定分も含めて取りまとめ、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、土木事務所ごとに実施されている。 当該単価契約では、その発注行為が書面で行われていないため、口頭でなされていた。契約行為は既に単価契約書の取り交わしで正式に行われているが、債権債務の金額の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられない。納品数の指示が口頭でしか伝達されていない場合、債権債務の額の合意の基礎となる発注数量に齟齬が生じる危険性を過小評価するべきではない。 【結果：指摘４】 常温合材や融雪剤の納品に際して、そもそも実際の発注が口頭によるものであり、書面で行われていないため、契約に記載されている数量でしか確認することができないものと考えられる。しかし、本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された常温合材の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要がある、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。	当該単価契約に係る納品検査については、令和３年度から、書面での発注書に基づき実施している。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－４．緑土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
④ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について（報告書 P143） 道路の応急補修等の際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。 応急的に使用するため、臨機応変に発注し納品されて使用に供することが前提となっているが、実際には恒常的に在庫を有しており、組織や職員の経験的な知見により、ある程度感覚的な判断により、在庫管理と発注が行われ、千葉市物品会計規則が規定する出納手続きや物品出納員等及び物品取扱員が備えなければならない帳簿（消耗品出納簿）の記帳等がなされていない（同規則第 46 条及び別表第 6）。 【結果：指摘 1】 土木事務所で調達する道路維持補修等の原材料や消耗品に係る物品出納に関して、「購入後直ちに消費するもの」（千葉市物品会計規則第 27 条第 6 号）ではないことが現場往査により確認することができた。そのため、原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい。	令和 3 年度から出納簿を備え置き、在庫管理を適切に実施している。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－４．緑土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
④ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について（報告書 P143） 緑土木事務所における維持建設課の業務のうち、市民からの要望等に対応して道路管理者としての道路の応急補修等が求められている。その際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）と融雪剤（塩化カルシウム）は他の土木事務所が緑土木事務所の使用予定分も含めて取りまとめ、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、個別の土木事務所ごとに実施されている。 当該単価契約では、その発注行為は口頭でなされている。契約行為は既に単価契約書の取り交わしで正式に行われているが、債権債務の金額の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられない。納品数の指示が口頭でしか伝達されていない場合、債権債務の額の合意の基礎となる発注数量に齟齬が生じる危険性を過小評価するべきではない。 【結 果：指摘３】 契約相手方に対して常温合材や融雪剤を含め、原材料等を個別に発注する際には口頭でなされている。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は、少なくとも書面により実施されたい。	当該単価契約に係る発注については、令和３年度から、書面により実施している。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－４．緑土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
④ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について（報告書 P143） 緑土木事務所における維持建設課の業務のうち、市民からの要望等に対応して道路管理者としての道路の応急補修等が求められている。その際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）と融雪剤（塩化カルシウム）は他の土木事務所が緑土木事務所の使用予定分も含めて取りまとめ、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、個別の土木事務所ごとに実施されている。 当該単価契約では、その発注行為は口頭でなされている。契約行為は既に単価契約書の取り交わしで正式に行われているが、債権債務の金額の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられない。納品数の指示が口頭でしか伝達されていない場合、債権債務の額の合意の基礎となる発注数量に齟齬が生じる危険性を過小評価するべきではない。 【結 果：指摘４】 常温合材や融雪剤の納品に際して、そもそも実際の発注が口頭によるものであり、書面で行われていないため、契約に記載されている数量でしか確認することができないものと考えられる。しかし、本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された常温合材の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要がある、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。	当該単価契約に係る納品検査については、令和３年度から、書面での発注書に基づき実施している。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

４．路政課の監査結果 （３）監査結果 ③改良工事完成後の道路台帳への登載について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
イ．改良工事完成後の道路台帳への登載時期について（報告書 P186） 道路の改良工事については、道路建設部門が既存道路の改良工事を発注して工事を行い、竣工検査を経たのち、道路台帳への登載を行うこととなるが、工事に伴う道路の修正情報が、（一社）道路管理センターによって地形図の修正としての道路管理システムに反映され、その翌年に、路政課によって道路台帳の修正が行われることとなっており、道路の地形の修正を道路台帳に反映するには、１年から２年程度はかかっていることとなる。 道路の現況を正確に反映した情報を道路台帳へ修正し登載する業務は適時、適切に行われなければならないが、道路建設課から路政課へ用地移管がなされていないとする９路線のうち、園生町 111 号線外 1 路線に関しては、工事完了通知書の提出漏れなどの理由により、修正が完了していないことが分かった。 【結 果：指摘】 道路改良工事等が完成し、完成検査も終了して供用された道路に関しては、路政課として、道路建設部門の完了通知漏れのリスクも考慮して、問い合わせ等の調査を行い、道路工事に伴う地形変更等の情報を、道路管理システムや道路台帳に適時、適切に登載されたい。	道路工事担当課に対して、道路工事完了通知書を速やかに提出するよう年 2 回の通知を行うこととし、当該方針に基づき、令和 3 年 7 月 12 日付けで道路工事担当課に通知した。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第２節 道路部監査対象課の監査結果

１．自転車政策課の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
⑬ 個人情報の取扱いについて懸念される保管場事務の事例について〔指摘：２件〕（報告書 P225） 菅田保管場における申請書類の取扱いについて現場の管理担当者に確認したところ、引取申請書についてはコピーを保管場管理棟で保管していた。 なお、菅田保管場以外の保管場については、引取申請書のコピーを取っていない旨の回答を得ている。 引取申請書には氏名、住所、電話番号等の記載がある。個人情報の保護に配慮し、本来であれば申請書のコピーは控えるべきである。保管場の運営管理上、コピーを取ることが不可欠であれば不可欠な理由を明らかにし、廃棄する際には、シュレッダーにかける等の配慮が必要である。 また、現場においてこのような事務が行われる原因としては、個人情報の取扱いに対する認識不足や個人情報の取扱いに対する教育不足が考えられるため、保管場の管理責任者及び管理担当者に対して個人情報の取扱いについての教育研修は継続的に実施する必要があると考える。 【結 果：指摘１】 菅田保管場については、引取申請書のコピーは残さないよう、適切な事務の執行を徹底されたい。 【結 果：指摘２】 保管場の管理責任者及び管理担当者に対して、個人情報の取扱いについての教育研修を継続的に実施されたい。	【指摘１について】 令和２年１０月に、受託事業者に対して、引取申請書のコピーを残さないよう指示した。 【指摘２について】 令和２年１０月に、受託事業者に対して、個人情報の取扱いについての教育研修を継続的に実施するよう指示した。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第２節 道路部監査対象課の監査結果

２．道路建設課（道路計画課）の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
② 道路改良工事の完了通知について（報告書 P261） 道路建設課が実施する既存道路の改良工事が完了した場合、拡幅等の工事による道路形状の変更を地形図等の修正として、道路台帳等に適時適切に反映することが必要になるが、路政課の管理資料によると、道路建設課からの移管がなされていない 9 路線のうち、園生町 111 号線外 1 路線に関しては、工事完了通知の提出漏れなどの理由により、道路台帳の修正が完了していないことが分かった。 【結果：指摘】 上記の園生町 111 号線外 1 路線は工事が完了し供用されている路線であるが、道路管理システムや道路台帳への修正登録がなされていないことが分かった。道路の拡幅等の現況を正しく事業者等に伝えることが重要であることから、適時適切に、道路台帳等への修正情報を反映されたい。 なお、上記の 1 件に関しては、道路建設課として調査し、完了通知が路政課へ提出されていないことを確認したことから、令和 2 年 12 月 28 日付けで路政課へ正式に提出し措置がなされている。	未提出であった道路工事完了通知書については、令和 2 年 12 月 28 日付けで路政課に提出した。